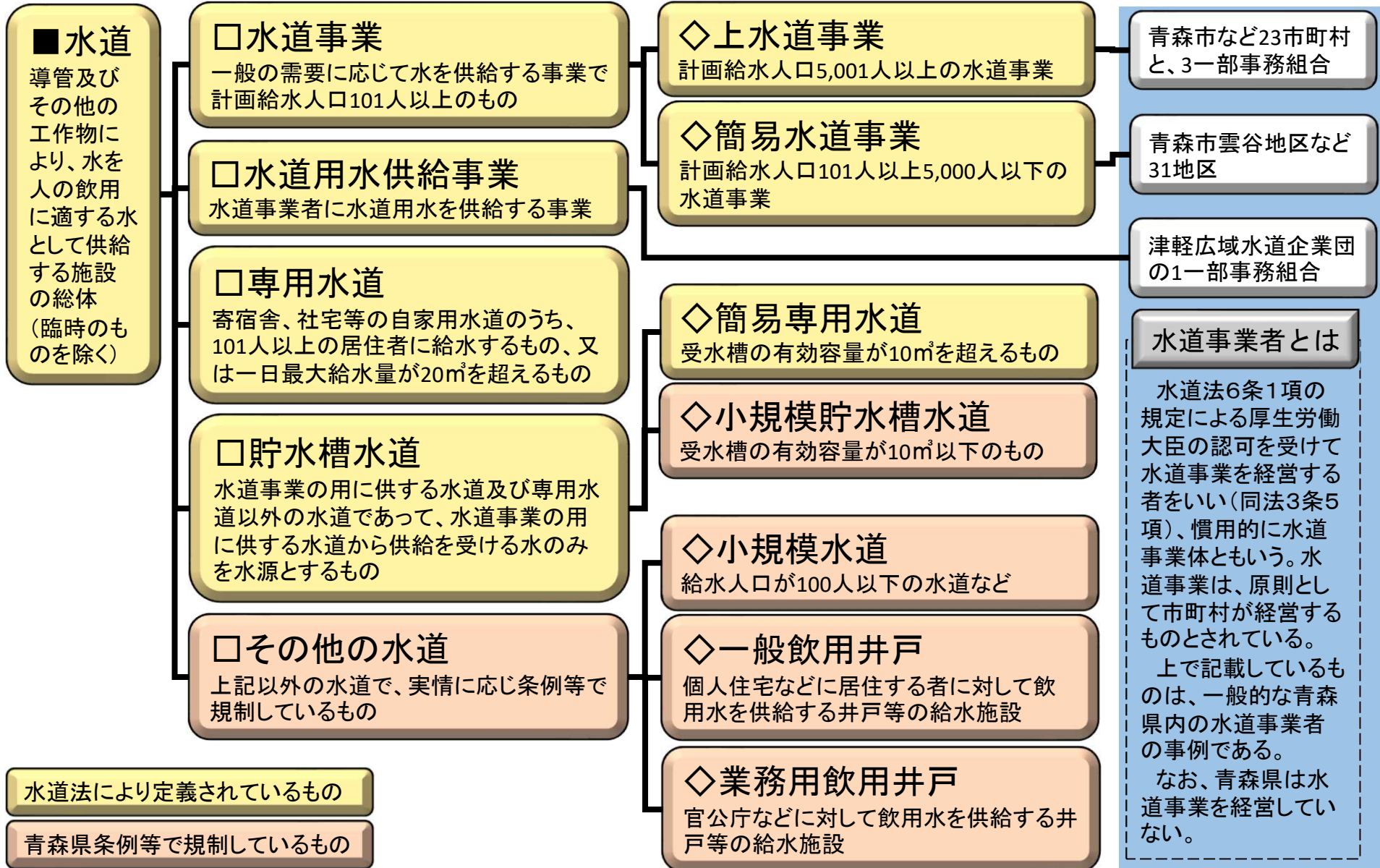


# 水道の定義・分類



水道法により定義されているもの

青森県条例等で規制しているもの

青森市など23市町村と、3一部事務組合

青森市雲谷地区など31地区

津軽広域水道企業団の1一部事務組合

## 水道事業者とは

水道法6条1項の規定による厚生労働大臣の認可を受けて水道事業を営業者をいい(同法3条5項)、慣用的に水道事業者ともいう。水道事業は、原則として市町村が営業者のものとしてされている。

上で記載しているものは、一般的な青森県内の水道事業者の事例である。

なお、青森県は水道事業を営業者していない。